

本庄市公共工事中間前金払要綱

平成28年12月13日

本庄市告示第449号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第43条の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象は、1件の請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が90日以上土木建築に関する工事を対象とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たす場合にすることができるものとする。ただし、中間前金払の請求の前に、請負代金額の全部又は一部について代理受領又は債権譲渡の承諾をしている場合を除く。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前金払を受けていること。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る工事においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額の当該会計年度における年割額」と、「当初の前金払」とあるのは「当該会計年度における当初の前金払」とそれぞれ読み替えて、同項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の2割以内で、かつ、当初支出した前金払の額と合計して請負代金額の6割以内とする。

- 2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対して行うものとする。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約に係る中間前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対して行うものとする。
- 4 中間前金払により支払う前払金（以下「中間前払金」という。）の額は、5、

000万円を限度とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が特に認める事業については、この限りでない。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 受注者は、部分払の請求の対象となる工事において中間前金払又は部分払を希望するときは、当該工事の契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択するものとする。

2 受注者は、前項の規定する選択について中間前金払と部分払の選択に係る届出書(様式第1号)を契約締結時に市長に提出するものとする。この場合において、前項による選択について契約締結後の変更はできないものとする。

3 継続費等の2年以上にわたる契約においては、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における出来高部分に応じ、当該会計年度の支払限度額の範囲内で、当該年度末に部分払をすることができるものとする。

(中間前金払の認定)

第6条 中間前金払により支払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(様式第2号。以下「認定請求書」という。)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号に規定する要件を満たしているか否かを7日以内に審査し、その結果が妥当と認定される場合には、中間前金払認定調書(様式第4号)により受注者に通知するものとする。

(中間前払金の請求等)

第7条 前条の規定により認定された受注者は、中間前払金支払請求書(様式第5号)に、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証契約に係る保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

3 中間前払金は、第1項の保証証書に記載された前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(中間前払金の額の変更)

第8条 市長は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を増額し、又は減額したときは、本庄市建設工事請負契約約款(平成28年7月15日市長決裁)の規定により中間前払金の精算をするものとする。

(中間前払金の用途制限)

第9条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、

支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前払金の返還)

第10条 中間前払金により支払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第11条 市長は、第7条第2項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、本庄市建設工事請負契約約款の規定により、受注者に対し遅延利息の支払を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、中間前払金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。